

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、令和2年4月3日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、令和2年8月21日から同年9月23日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和2年8月21日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）ドラッグストアモリ小郡下郷店
所在地 山口市小郡下郷1648の1
- 2 意見の概要
交通に係る事項について配慮を求める。